

論文

# 一九一三年昌黎事件の一考察

## 霍耀林1

### 要旨

昌黎事件とは一九一三(大正二年)九月十一日昌黎停車場において、中国巡警と日本守備兵の間で発生した衝突事件で、この衝突事件によって、中国巡警側は巡長をはじめ五人が日本守備隊に銃殺された。一方、日本守備隊側は三人の負傷者を出したものの、いずれも擦過傷や打撲傷のような軽傷だった。

事件発生後、中国側による共同調査の要請に応じて、日本公使館は松平書記官を派遣した.しかし、両国の調査委員による事件についての報告の検討では共同の認識に達成できなかっただけでなく、現地の証人の証言においても、両者の意見は一致しなかった.調査の結果については、駅構内における乱闘と日本軍の行動という点だけが共通しており、ほかの決定的な事実については全て分からないままである. 昌黎事件の発生は、偶発的な衝突事件というよりむしろ中国駐屯軍司令官の訓令の激励のもとに発生したと言える.

昌黎事件を見るかぎり、中国側は日本陸軍の強硬な態度によって共同調査および後の外交交渉において劣勢に立たされ、また結果から見ても、中国側の要求は殆ど受け入れられなかった。当時の中国側の要求は、今現在から見ても妥当であるにもかかわらず、日本陸軍の勢いにより、本来正当的に解決できる事件でも、譲歩を余儀なくされた。

キーワード: 昌黎事件 共同調査 外交交渉 駐屯軍

### I. はじめに

清末以降,日中両国の間では衝突事件がしばしば起こっていた.そしてそれに伴った外交交渉の行方が常に事件の最終決着と深く関わっていたため,事件発生後の外交交渉が重視されるようになった.そのため両国は外交交渉において自国の立場を有利にするために,事件に対する様々な調査方法を取り入れた.

両国側それぞれの事件調査は立会調査,会同調査,共同調査へと変わっていったが,これは外交交渉における事件調査メカニズムの成熟を意味したのである.共同調査は外交交渉メカニズムの一部として,導入においてもさまざまな挫折を経て,福州事件に至って初めて有効な手段として役割を果たしたのである<sup>2</sup>.

昌黎事件は一九一三年(大正二年)九月十 一日昌黎停車場において、中国巡警と日本守 備兵の間で発生した衝突事件で,この衝突事件によって,中国巡警側は巡長をはじめ五人が,日本守備隊に銃殺された.一方,日本守備隊側は三人の負傷者を出したものの,いずれも擦過傷や打撲傷のような軽傷だった.

この事件について、従来の研究はこの事件の外交交渉及び最後の外交決着を通して、近代日中関係破綻の主要な原因が中国蔑視にもとづく日本の外交姿勢だと指摘している。3しかし、事件をめぐる日中両国の報告、両国の主張が食い違う点についての検討、両国の共同調査、事件発生当時の日中両国国内の動向などについては充分に検討されてこなかった。勿論、これらの点についての検討が事件全体の解明に不可欠で、重要な意義を持っている。ゆえに、本稿はこれらの検討を通して、共同調査が日中外交交渉に導入されてから、一九一九年の福州事件にいたるまで、経たその屈折を明らかにしようとしている。

### Ⅱ. 事件をめぐっての両国の報告

一九一三年(大正二年)九月十二日,在天津小幡(酉吉)総領事より牧野(伸顕)外務大臣へ,前日の十一日昌黎において中国巡警及び日本守備兵の間に発生した衝突事件についての報告がなされた.同日,当事件は在天津佐藤(鋼次郎)駐屯司令官より楠瀬(幸彦)陸軍大臣へも詳報した.

十一日後九時半京奉鉄道上山海関ノ西方 約二十里ニ在ル昌黎停車場ノ支那巡警ハ同所 我カ守備隊長(歩兵中尉佐野哲太郎以下三十 六名)ョリ出シアル我歩哨ノ動哨中鉄路巡警 衝当リ突然我歩哨ヲ殴打ス警報ニ依リ衛兵ヲ 急派セシニ該巡警我ニ抵抗セシノミナラズ発 砲セリ因テ已ムヲ得ス我モ応射シタルニ彼等 ハ皆民家ニ遁竄セルモノノ如シ隊長ハ知県ヲ 招致シテ談判セシニ大ニ謝罪シ彼ニ於テ所置 スルニ付猶予ヲ願ヒ且ツ兵ノ引揚ヲ請ヒシヲ 以テ守備地ニ就キ依然警戒中ナリ其後取調へ タル所ニ依レハ巡警三名ハ即死シニ名ハ重傷 ニシテ我兵右腕ニ軽キ擦過銃傷ヲ負ヘル者ー アルノ外損害ナシ4

昌黎は天津より北東約百八十キロの地点にあり、当地は梨、桃、葡萄等の産出が盛んな地方として、商人が頻繁に往来していた。武昌事変の後、満州への拡大を恐れた日本が京奉線警備を名目として、一九一二年(明治四十五年)一月以来守備隊を配置していた5. 部隊は停車場を中心に駐屯し、三ヶ月に一度の割合で交代し、人数は四十余名であった. また、同地には中国鉄路巡警十六名、巡長二名、巡官正副各一名がおり、鉄路巡警は一定の交代期もなく、いわば共同で鉄道警備にあたっていたのである.

事件発生当時,日本軍は前任部隊に代わって新たに到着したばかりで,さらに,その兵士たちの質もそれほど優れたものではなく,現地商人から果物や食物を買い取っても代価を与えないというようなことも度々あった.商人からの訴えを受けた巡警が再三にわたって日本軍に注意を与え干渉し,悪感がその中に徐々に生じてきた.

九月十一日にまた同様なことが起った.午前十時,商人が梨を運んでホームに入り,北行きの列車を待っていたところ,一人の日本兵が梨三個を掠め取り,ポケットに入れた.巡警の楊桐秋がこれに気づいて,元の所に置かせようと強く注意したため,両者は漫罵しはじめた.しかし,列車がまもなく到着する原因で,二人は遂に散し去った.

事は夜になって再燃した. 通常, 中国の鉄路巡警は日中には棍棒を携え, 夜間には銃を持ち,日本兵は均しく銃を持っていた. 夜間,日本兵は南北ホームに各二名ずつ四名を派遣し,中国巡警は南北ホームに各一名ずつ二名を派遣し,日本兵は二時間ごとに一回,巡警は一時間ごとに一回交代することになっていた.

十一日夜、北京行き急行列車が当地を通過 するため, 通常通り, 九時ごろ食物商人が南 北ホームに集まった. この時, ちょうど楊桐 秋が北ホームを巡回中で, 昼間に梨を盗んだ 日本兵も同じ場所におり、雑物商人と値段の ことで争っていた.彼は間に入ったが口論と なり、やがて乱闘となった、付近の日本人が 駆けつけてきたため、楊桐秋はやむを得ず警 笛を吹き、それを聞きつけた巡警八・九人が 現場に走ってきた。同時に同ホームの日本兵 一名も兵営に帰って報告をした. 五分後, 日 本兵は兵器を携え、ホームに着くと、人員を 分けて各路を扼し, 守備隊長佐野啓太郎は兵 八名を率いて、警局に闖入し、日本兵を殴打 した楊桐秋を差し出すよう呼びかけた. 巡長 が外出を告げて明日改めて来るよう求めたが、 佐野が指揮刀を抜いて劉巡長に切りかかり, 拳銃を発射,部下に発砲も命じた.その結果, 巡長劉長忠,巡警王学儒は即死,劉秉俊,楊 桐秋は重傷(翌朝死亡),巡警劉金銘は逃亡 する途中,外に待機していた日本兵に射殺さ れた.

後日,日本守備隊は巡警局を占拠,停車場を制圧した上で,衝突の報を聞いて駆けつけた昌黎県知事を軟禁し,事件発生の責任なしとする旨の書類に署名捺印することを迫った. 十三日,事件は政府間交渉に移すことを条件として停車場警備は復旧された.

以上が中国側の調査結果に基づいて事件の 発生経緯を要約したものであるが,一方,日 本側の在天津佐藤駐屯軍司令官の詳報は,午 前中の事件については全て言及されていない うえ,夜間の乱闘が発生した原因についても 下記のように中国巡警の日本軍に対する無礼 な態度にあったとした.

当夜ハ天稍々曇り四辺暗澹十米突ヲ隔テ、ハ人影ヲ認メ難キ状態ナリ同シク停車場ニ在リシ鉄路巡警ノ一歩哨我歩哨ノ後ヨリ来リ右肩ニ衝当リタリ其原因ハ単ニ夜暗ナリシニ依ルヤ将タ故意ニ出テシヤハ不明ナルモ我歩哨ハ驚キナカラ振リ回リ見レハ巡警ナリ然ルニ彼ハ謝セントモセス頗ル傲慢ナル態度ニ出シヲ以テ我歩哨ハ心窃ニ平ナルヲ得ス思ハス左手ヲ以テ之ヲ排セントス此時彼ノ巡警ハ銃ヲ構へ我歩哨亦之ニ応シ将ニ格闘ヲ惹起セントス時ニ巡警ハ呼子笛ヲ吹キ警報ヲ伝フ其位置鉄路巡警局ニ近カリシヲ以テ忽チニシテニ十

名計リノ巡警ラ麕聚シ来リ我歩哨ヲ包囲シ棍 棒又ハ銃ヲ以テ我歩哨ヲ殴打ス

また, 発砲の経緯についても

守備隊長ハ事実ノ煙滅ヲ恐レ直ニ現場ニ 就キ調査スヘク巡長ト対談セントシー部ヲ以 テ外部ニ在テ警戒ニ任セシメ分局ノ門ニ入ラ ントスルヤ巡長ハ先ツ軍刀ヲ抜キ其他モ銃剣 等種々ノ武器ヲ携帯シ我ヲ拒マントス当時尚 可ナリ多数ノ人員アリシカ如キモ灯火不十分 ニシテ確実ニ之ヲ見ル能ハサリシ,隊長ハ再 三再四談判スルモ要領ヲ得ズ我支那人通訳ハ 戦慄シテ用ヲ為サス姑ク躊躇スル際彼巡警等 ハ軍刀,銃剣等ヲ以テ我ニ迫ラントス隊長亦 軍刀ヲ抜キ構ヘノ姿勢ヲ取ル此際彼ヨリ発放 セリ是ニ於テ隊長ハ大喝一声「射テ」ノ令ヲ 下シ6

としている。

日本守備隊の負傷状況は陸軍二等軍医黒川 哲二の診断によると,守備隊長佐野中尉(哲 太郎)をはじめ,三人が負傷したが,いずれ も擦過傷や打撲傷である.

この日本側の報告は昼間の紛争に全く触れていない上、普段の中国巡警と日本守備隊の間の関係にも言及していなかった. ただ天気が暗くて、中国巡警が日本歩哨の右肩に当たった際、傲慢で謝らないことが事件を惹き起こした原因とされた. また二人が格闘をしようとした時、巡警は呼子笛を吹き、警報を伝えた. それにより日本人歩哨が駆けつけた巡

警たちに殴打されるようになったとしている. 事件を調査するため、守備隊長が巡警局に入 ろうとしたが、拒まれ、結局は中国側が先に 発砲し、日本軍がそれに対応して「正当防衛」 の形をとって事件がおこったとしている.

この日中両国の報告を比べて見ると、中国側の報告はかなり詳しく、事件の遠因としての普段の日本人守備隊員の不法行為から、事件当日昼間の紛争、夜間の両者の衝突まであらゆる詳細を細かく記述している。これに対して、日本側の報告は昼間にあった両者の乱闘には全く触れていなかった。また、二回にわたる両者の衝突についても天気が悪く灯火が暗かったので、視界が悪く、偶発的に発生したような論調になっている。このように、日中両国の報告の主張がそれぞれ食い違っていた。

#### Ⅲ. 事件に関する立会調査

事件を公正に解決するため、九月十七日、中国側外交部は同部員および交通部員との立会調査を日本公使館に要請した。事実上の日中共同調査の依頼である。山座公使は中国側の要求を積極的に受け入れることによって、事件に対する日本側の公明なる姿勢を示したが、二十日、在天津佐藤支那駐屯司令官は立会調査に反対する旨楠瀬陸軍大臣宛に電報を発した。

今回ノ事件ハ支那側ニテハ意外ニ重要視 シ居リ諸新聞ニハ虚報浮説宣伝セリ依テ公使 ハ此際寧ロ外交部員及交通部員等ヲ実地ニ立 合ハシメ根拠ナキ(中略)今回ノ事ハ軍隊カ 其ノ威厳ヲ保ツ為執ルヘキ当然ノ処置タリ英 国軍司令官ノ如キ我軍ノ処置ノ極テ正当ナル ヲ賞賛シ居タリ此ノ正当ナル処置ニ対シ支那 側ニ嘴ヲ容レシムルトキハ列国軍ノ為悪慣例 ヲ作ルモノニシテ後日列国軍間ニ物議ヲ招ク ヘシ<sup>7</sup>

このように、佐藤は中国側が本事件を異常に重要視し、各新聞も虚報浮説で宣伝したので、この時期にあたって、立会調査の根拠がないと唱えた。そのうえ、本事件は中国側がしかけたことで、日本軍の行動はあくまでも正当防衛であると称した。また、仮に中国側の要求を受け入れることになれば、外交上の悪慣例となって他の列国の物議を招く恐れがあるため、強い難色を示した。

佐藤は事件について, つぎのように提議した.

暫ク馬耳東風二聞流シ泰然動力サルヘシ 其内ニハ例ノ泣寝入リニ終ルコト明カナリ要 ハ此際列国ノ感情如何ノミ今日マテノ処ニテ ハ列国ハ左マテ本件ニ重キヲ措カサルカ如シ 然ラハ余リ急カサル方得策ナルノミナラス立 会調査ナゾヲ為サハ信ヲ措キ難キ支那人ノコ トナレハ偽証捏造等ノ申立テ続発シ益々事件 ヲ複雑ナラシム8

佐藤は中国側によるの事件に対しての要求 は馬耳東風にして,列国の感情のみを重視す べきであり,事件の対処を急がないように提 議した.この中からも,佐藤を代表とする日本陸軍側による中国を弱国視する優越感が明瞭な形で表されている.

だが、佐藤の反対にもかかわらず、十九日、 牧野外相は北京公使館から松平書記官、天津 領事館よりも館員を派遣して調査に立会うこ とに同意した。また二十一日楠瀬陸軍大臣も 駐屯司令官宛てに現地に将校を派遣して、調 査に協力するよう訓令を発した。

二十四日,山座公使による外交部宛ての覚書によると,日本側は松平書記官・林出通訳生を派遣することに決めた。これに対して中国側は交通部代理路政司司長権量,外交部 衆事林志鈞を現地に派遣した<sup>10</sup>.

立会調査が始まるにあたって,両国の調査 委員は中国側の提議によって事件調査につい ての公平曲直を求めるため,国の境を破るう え,良心にもとづいて真の是非を判断すると いうことに合意した<sup>11</sup>. しかし,この合意は 単に中国調査委員側のみの提議で,拘束力が なかった.調査に同行した日本陸軍側の神村 少佐は口頭でこの提議に同意したが,両国の 事件報告の検討にあたった時,現地踏査の情 況,収集した証言などを顧みず,陸軍側の報 告に専ら則って,鉄路巡警の一人が先に刀や 銃を持って暴行したと弁解した.

結局,事件についての報告の検討は両国の 調査委員が共同の認識に達成できないのみな らず,現地における証人の証言においても, 双方の意見を合致させられなかった.中国側 の当事者が全員亡くなったため,有力な反駁 材料を得られないことも一つの要因であろう. この調査の結果としては、駅構内の乱闘、 日本軍の行動という点だけが共通の認識で、 他の全ての点では山座公使が外交部孫総長に 宛てた事件解決の回答のように、日本側は日 本歩哨が果物を盗んだことを認めないうえ、 中国巡警が日本歩哨を殴打し負傷させ、巡警 局内の乱闘においても中国側巡警が先に手を だしたと主張した。

ゆえに、中国側が立会調査の結果にもとづき、提出した事件解決に望む条件としての以下の項目:

- 一,支那巡警ヲ銃殺セル指揮官及兵卒ハ貴 国ノ軍法ニ拠リ厳重処罰シ且其始末ヲ本部ニ 照会スルコト
- 二, 銃殺セラレタル支那巡警五名及停車場 ノ建物器具ノ損害ニ対シ相当賠償スルコト
- 三, 昌黎駐屯ノ日本将校ヨリ昌黎県知事ニ 遺憾ノ意ヲ表スルコト
- 四,別二日本国政府ヨリ支那政府へ正式公 文ヲ以テ道歉ノ意ヲ表明スルコト<sup>12</sup>

を日本側は全て拒絶した.勿論,これは中国側当事者が死亡してしまって,決定的な事実が分からないという日本側の潜在的な認識と深く関わっている.しかし,果たして当事者の証言に頼るしか事実を明らかにできないのか.必ずしもそうではないだろう.事件が発生した当時,中国巡警は何人かがおり,そのほか,果物の商人,昌黎駅周囲の第三者,また現場の踏査からもいろいろな手がかりや証言が得られるだろう.

### IV. 両国の主張の相違点について

事実はいったいどうだったのか、まずは果 物の事件について、中国側の報告によれば、 昌黎当地は果物の産地として, 商人はいつも これら商品を運んで、停車場に来る. 日本人 守備隊員はよく果物を不当に安く買っていた ので, 商人はこれを巡警に訴え, 干渉させた. 共同調査における中国側の証言によっても, 日本守備隊の兵士が中国商人から、果物や食 物を買い取っても代価を与えないことがしば しばあるので、現地商業の秩序を乱していた ことが分かる. 実は日本軍のこういう狼藉行 為は実に昌黎だけではなく, 漢口事件, 兗州 事件,長春事件13,海城事件14などの事件で も確認でき、当時中国各地で相次いで発生し ていた. ここから推測すると、昼間に日本兵 が三個の梨を盗んだことは捏造ではないだろ う、また事件が発生したあと、中国側の昌黎 駅副駅長の証言によると昼間に日本兵に三個 の梨を盗まれ、巡警楊桐秋が取り返したこと で、二人は謾罵するようになった. 15

中国側の詳しい報告と比べると日本側の報告は簡略化されすぎていると考えられる. すこし考えると疑問点も実に多い. まず昼間の両者の乱闘に全然触れていなかった. また,事件発生後,中国側が指摘したこの点についても何の反駁もしなかった. 巡警と日本歩哨がそれぞれ一定な哨位があるのに,なぜ衝突したのかについても不明である. 単に天気が暗くて見えないと解釈するのはどうも牽強な口実のようだ. 一歩譲って,たとえこれが事実だとしったらこの日本人歩哨の警戒感はい

かに低下していたか想像できるだろう. こんな低下した警戒感は一般的な歩哨に対するイメージと差が大きすぎるだろう.

さらに、乱闘を惹き起そうとした時に中国 側巡警が警報を伝え、その結果、たちまち二 十名の巡警が集まって日本兵を囲み殴打した ことについても疑問がある. なぜなら、事件 の後、調査した結果によれば日本守備隊員が 負傷したといっても、腰部及び上膊打撲傷、 そして腰部の打撲傷はこぶし大の腫れ程度で ある. 二十人に囲まれ殴打とされたとしたら、 ただこぶし大に腫れた打撲傷程度では常識と 合わないだろう.

事実は、当時昌黎鉄道では巡警局局長が一名、副官が一名、巡警は二班あり、各班に巡長一名、巡警八名がいた。これで全部で十八名の巡警がいるはずなのだが、二名の巡警は山海関局に転勤していたので、在勤巡警は実際には全員で十六人であった。この十六名の巡警も交代で警備に当たっており、全員が昌黎駅に揃っていたわけではない。これと日本側の報告「忽ち二十人の巡警が駆けつけた」とは全く合致していなかった。

さらに、なぜ巡警が警報を伝えたかについても疑問がある. 日本人守備隊員の不法行為が中国巡警にいつも注意されることから、巡警は日本人兵士を怖がらないはずなのに、なぜ格闘しようとした時、警報を伝えたのか. ここはやはり中国側の報告にある通り、付近の日本兵がみんな駆けつけてきたので、やむえず、警報を伝えたと考える方が道理に合っており、真相に接近できると考える.

それに、昌黎副駅長の証言もある.事件が 発生した当時、楊桐秋と日本兵の間の口論の 原因は分からないのだが、駅の昇降場におい て、喧嘩したことは確かである.彼は直ちに 水塔付近に至って状況を見た時、楊桐秋が片 手に銃を携え、もう一方で日本兵の銃を執り、 日本兵は膝を曲げ、両手に銃を抱え、乱闘の 最中で、昇降場にいた他の日本兵が助けに来 た.楊桐秋は不利な状況を見て止む得ず警笛 を吹いた.この時、巡警らは急行列車が到着 したと思って、制服を整え、約八、九人が来 た.これを見て、同じ場所にいた日本兵一人 が兵営に奔走して帰った.この間、楊桐秋は 巡警の勧解で局にかえった.

この証言からも日本側の報告は真実ではないことが分かる.

次に、日本側の報告による、中国巡警が先に手出しして発砲したという事実の真偽について若干考察をしてみよう。事件発生後、交通部特別派遣のイギリス人医師ゴミシは昌黎県知事王芝田、憲兵官顧斌と共同で巡警五人の遺体を検査した。

巡長劉長忠,年齢約28歳,体に傷十二箇所あり,刃物及び近くで発砲した弾丸によって傷ついていた.巡警王学儒,年齢は約28歳,腹部の両側に傷あり,発砲した弾丸が左側から入り,右に貫通していた.巡警劉秉俊,年齢は約23歳,弾丸による傷が二箇所あり,その中の一箇所は背中から入り,腎臓,肝臓を傷つけ,致命傷であった.巡警楊桐秋は銃傷があり,弾丸が前から入り,後ろに貫通していた.巡警劉金銘、年齢は約26歳,左肩の下

に銃傷あり、弾丸がここより入り、左肺及び 大血管が傷付ついていた. <sup>16</sup>

この中国巡警五人の死者の遺体の検査からも分かるように、五人の死者は全員銃傷があり、日本守備隊により銃殺されたことははっきりしている。ただし、日本側の主張によれば、中国側巡警が先に手出しして事件を惹き起したものである。後の、日本側の負傷者の検査によると、ただ三人の負傷者が出たものの、いずれも擦過傷や打撲傷に過ぎず、実際に近くで巡長が斬りつけようとしたら、日本人が単に擦過傷ではすまないことが常識的にもわかる。

これらの事実にもかかわらず、日本側は中 国側の当事者が全員なくなったため、有力な 反駁材料が得られないと主張した. しかし, 両国の事件報告および、共同調査の証言から みれば、中国側の報告がより事実に接近して いると考えられる. しかし, この事実の曲直 はともかく、最も重要な問題は、「貴国証人 等力皆虚偽の陳述を為し、事実隠蔽につとめ たる」という帝国日本が強硬的に押し付けた 強者の論理である.一歩譲って、たとえ、中 国側巡警が先に手出ししたとしても、日本駐 屯軍がそんな規模で中国巡警五人全員を銃殺 するなのか.事件が発生した当時、日本軍の やり方は完全に正常な判断の範囲を逸脱した ものといわざるをえない. この日本軍の過度 な行動は当時の国内外の情況からみれば、偶 発的な行動ではないと考えられる.

昌黎事件が発生した前後、中国はちょうど 二次革命の最中で、北軍兵士による八月五日 の兗州川崎大尉監禁事件 17,八月十一日の漢 口西村少尉拘禁事件 18と九月一日に起こった 南京における日本人殺害及び略奪事件 19とい う一連の事件に関与した日本軍将校を拘禁し, 所謂「侮辱」する事件が発生した. 20これら の事件によって日本国内の輿論が沸騰してき て,事件の原因の如何はともかく,ただ事件 が帝国陸軍の名誉体面を「凌辱」したため, 容認できないと強調して,中国側に相当峻厳 な要求を迫ったのである.

日本帝国陸軍が「侮辱」されたこれらの事件をきっかけに、八月二十日、中国駐屯軍司令官の佐藤鋼次郎が中国駐屯軍に以下の訓示を発した。

中支派遣隊ニ於ケル凌辱事件ハ実ニ我帝 国陸軍ノ為憤慨ニ堪へサル所ナリ支那人ノ乱 暴ハ今更驚クニ足ラス勢ニ応シ激変スル彼ノ 如キ気質ニ於テハ我ニシテー度彼ニ弱身ヲ示 セハ掌ヲ翻スカ如ク急変スルハ有リ得ヘキ事 ナリ故ニ吾人ハ能ク其気質ヲ呑込ミ常ニ之ニ 応シウルノ用意ナカルヘカラス抑モ独立任務 ニ服シ止ムヲ得ス支那人ト事ヲ構ルニ方テハ 堪忍シ得ル限リ堪忍シ百万手段ヲ尽シ血路ヲ 求メ以テ任務ノ達成ニ努力スルハ素ヨリ必要 ナリト雖モ微服シテ密偵ニ従事スルカ如キ場 合トハ異リ公然軍人軍隊トシテ行動スル以上 ハ常二我軍服ニ汚辱ヲ加ヘサルコトニ注意ス ルコト緊要ナリ荷モ我神聖ナル軍服ニ汚辱ヲ 加ヘラルルノ止ヲ得サルニ至ラントスルヲ察 セハ最早一死以テ最後ノ壮烈ヲ飾ルヘキノミ 而シテ此最後ノ決心ヲ為シタルノ時ハ即チ兵

器ヲ使用スへキ適当ノ時機ナリ中支那派遣隊 ノ出来事ニ関シテハ未タ詳細ヲ知悉セサルヲ 以テ妄断難シト雖モ吾人ハ平素此最後ノ決心 ニ関シ細心研究シ置クコト極メテ緊要ナリ之 ヲ要スルニ内地ニ於ケルトハ趣ヲ異ニシ何時 禍乱ノ勃発シ如何ナル危害ノ不意ニ其身ヲ襲 フカ測リ難キ情況ニ在ルヲ思へハ中隊長以上 ノ各官ハ真面目ニ前述ノ主旨ヲ考究シ普ク之 ヲ部下ニ徹底セシ<sup>21</sup>

この訓令からもわかるように,前述した所謂帝国陸軍の「凌辱」事件に対して,日本側は非常に憤慨したため,これから,公然で軍人として行動するなら,常に軍服に汚辱を加えないことを注意して,やむを得ない場合,一死を以て最後の壮烈を飾るべきであり,この最後の決心をした時とは,兵器を使用すべき適当な時機であるとしている.

昌黎事件の発生は偶発的な衝突事件というよりむしろこの中国駐屯軍司令官の訓令の激励の下に発生した、前述の「侮辱」された事件に対する報復的な事件と言える.この点について、在中国山座公使も「今回昌黎事件ノ曲直孰レニアリヤハ未タ不明ナレトモ或ハ右訓示ノ如キモ多少与リテカアリシヤモ計リ難シ」<sup>22</sup>と同感して、中国駐屯の日本軍の行動に対して憂慮の気持ちを表した.

日本は当時国内で激昂していた輿論を背景 にして、このように強硬な態度で昌黎事件を 対処した.こういう強硬さは実にここまでだ けではなく、後の外交交渉でも明確に表され た.

### V. 事件をめぐる交渉

昌黎事件に対する日本側の見解をみると、 まずは、「日本守備隊が昌黎に在って、鉄道 守備の任務に服することは北清事変最終議定 書によって規定された権利で、中国側官民が 該守備任務の遂行に対し、障害を加えること があれば、その結果に対して自ら責任を負わ なければならない. 123確かに、北京議定書 (辛丑条約) 第九条の規定「第九条清国政府 ハ千九百一年十一月十六日ノ書簡ニ添付シタ ル議定書ヲ以テ各国カ首都海浜間ノ自由交通 ヲ維持セムカ為メニ相互ノ協議ヲ以テ決定ス へキ各地点ヲ占領スルノ権利ヲ認メタリ即此 ノ各国ノ占領スル地点ハ黄村郎房, 楊村, 天 津, 軍糧城, 塘沽, 蘆台, 唐山, 濼州, 昌黎, 秦皇島及山海関トス」によると、日本守備隊 が昌黎に駐屯することは、条約に規定された ものである. 問題は「障害を加えること」に ついてである.

共同調査における中国側の証言によると, 日本守備隊の兵士は中国商人から,果物や食物を買い取っても代価を与えないような狼藉行為がしばしばあった.現地商業の秩序を乱し,障害を加えたのはいったいどちら側の責任だろうか.類似の事態は前述したように, 昌黎だけではなく,漢口事件,兗州事件,長春事件,海城事件などの事件においても存在し、当時中国各地で相次いで発生していた.

これらの事件を背景にして,中国駐在の山 座公使がつぎのように,昌黎事件が発生した 当初も,事件をきっかけに日本政府はこれら 軍人の取り締まりに関し厳重に内訓を発して, 陸軍の注意を求め,軽率な行動を戒めるよう 意見を出した.

今後ハ出先ノ我軍人ニ於テモ殊更事端ヲ 醸シ又ハ強テ無理ヲ通ス如キ疑アル行動ヲ為 ササル様特ニ注意スル必要アルヘク近来満州 ニ於テ我軍隊ト支那官民トノ間ニ頻々起ル交 渉事件ノ如キ先方ニモ不都合ハアルヘキモ我 軍人ノ行動モ必スシモ全然公正ナリトハ言ヒ 難キモノアリ<sup>24</sup>

この山座の意見からもわかるように、中国 に駐屯していた日本陸軍の行動は軽率であり 問題が存在していたことが確実な事実である. しかし、これらの事実が中国側の証言によっ て確認できても、中国側の主張が認められな いことは日本側の強硬姿勢を背景にした理不 尽な横暴という以外になかなか理解できない.

次に、中国側の調査報告書によると、日本 軍は事件の報を聞いて駆けつけた昌黎県知事 を軟禁し、現地の電報を控え、発報を禁じた. また、巡警は終始発砲しなかったのに、巡警 局も占拠され、停車場も制圧された.これら の事実については後に中国側の証言もある<sup>25</sup> にもかかわらず、日本側は故意に見落として なにも反駁しないまま、前述したように、中 国側が提出した四つの解決を望む条件を拒絶 した.

中国政府の立場から見ると,これらの要求 は国内で沸騰した世論のうえ,譲ることので きないものである一方,立場を逆にした八月 に発生した漢口・兗州事件における日本側の 要求 26と比較すると,極めて穏当だったと言 える.しかし,この要求に対してさえ,日本 側山座公使は「提出ノ四条件ハ全部同意スル 能ハサルコト」と声明した.日本政府側も牧 野外相はこの要求に対して拒否の態度を示し た.

我ニ於テ支那側ノ要求スルカ如キ条件ヲ容ルル能ハザルハ勿論ノ義ナルモ五名ノ銃殺者ヲ出シタルハ如何ニモ気ノ毒ノ次第ニ付其遺族ニ対シ相当救卹金ヲ支給シ以テ平和解決ヲ図ルコトト致度尤モ右ハ支那側ニ於テ張勲革職及南京事件賠償ニ付我ニ十分ナル満足ヲ与ヘタル上実行スル27

このように、日本政府側は山座への回訓の中で五人の銃殺者が出たことが気の毒であるとして、遺族に見舞金を支給して事件の決着をつける案を提示していたが、それさえも、張勲革職及び九月一日に発生した南京での日本人殺害事件に中国側が日本側の納得できる回答を寄せてきた時のみに実施するという付帯条件をつけた。

日本側のこの姿勢は十一月十日中国外交部に対しての回答書の中に、より一層明確に表された。回答書によると、まず日中両国委員によりなされた共同報告書及び当初両国間で交換した各自の事件公報に基づき、事件の真実について、日本人兵士が果物を盗んだ事実を認めなかった。また夜間の乱闘が発生した原因は中国巡警が服務中の日本歩哨を殴打し負傷させたことに少しも疑う余地なしとした。

さらに巡警局で発砲したことも中国巡警側が まず発砲して、日本側は中尉および部下の行 動は余儀なくされたためで、正当防衛である と断定した. さらに、今後同様な事件を予防 するため、「貴国官憲カ鉄道巡警等ニ対シテ ハ鉄道守備ニ任セル帝国軍隊ノ任務ノ重大ナ ルコトヲ周知セシムル方法ヲ講シ」のように、 中国巡警に日本守備隊による鉄道守備の重大 意義を周知徹底させることを中国政府に対し 要求した.

日本政府のこうした態度は中国外交部を非常に困惑させた.十一月二十日,外交部次長曹汝霖は日本公使館山座公使を訪ね,昌黎事件による政府議会および民間の激昂している輿論に対し,外交部は事件を満足いくよう解決するべきだが,日本側は要求を全部拒絶し,外交部の立場は非常に困っていることを訴えた.

要求全部拒絶セラレタリトアリテハ自分 ハ辞職ノ他ナシ(中略)兎ニ角支那側ハ多数 ノ死傷者アリタルニ日本側ニ於テハ其事ナシ 曲直如何ハ第三者ヨリ見レハ明瞭ナル次第ナ レバ公平ナル見地ヨリ是非何トカ再考ヲ求 ム<sup>28</sup>

日本側が要求を全部拒絶したことによって 自分が辞職するほかないと表明したうえ,事 件により中国側に多数の死傷者が出ているの で,その曲直如何にかかわらず,是非再考す る事を求めた. また、軍法によって日本人指揮者と兵卒を 処罰することについても、曹は「単二形式丈 ノコトニ付是非何トカ考慮ヲ煩シタシ」と日 本側に懇願した.これにより、中国外交部は 自らの手の内を晒して、対日外交が軟弱な姿 勢であることを示した.

十一月二十二日,外交総長孫寳琦は山座公 使と面会した時に再び,事件に関する各方面 からの脅迫情況を述べ,両国関係および外交 部の立場と鑑み,何とか和協的に事件を解決 することを切望すると語った.

これに応じて、山座公使は中国側の事件関係者がほとんど全員死亡したため、「反駁材料ヲ得ル能ハサルニ過キス冷静ニ観察スレハ支那官民ノ激昂モ事情考量スヘキモノナキニアラサルニ付何トカ多少面目ヲ立テ遣ルコトモ敢テ不当ニアラサルへシ」というような考えから救卹金及び遺族への見舞金の支払いを事件解決の提案として日本政府に具申した.

翌年三月二十六日,山座公使は改めて「関係将校兵士ハ法官部特別委員ノ調査ニ附する・見舞金ノ支給・事ノ曲直ハ別問題トシ兎ニ角五名ノ死者ヲ出シタルハ帝国政府ノ書面ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表明」の三項による妥協的な解決案を日本政府に上申した.

このように、日本側の譲歩によって、事件解決が急速に進展していった.四月十四日、 山座公使は孫寳琦を国務院に訪れ

昌黎ノ件ハ曲直ニ拘ハラス此ノ不幸ナル 出来事ノ為ニ支那側ニ多数ノ死者ヲ出シタル ハ帝国政府ノ遺憾トスル所ナリ依テ死者遺族 ニ対シ見舞金トシテ二万六千弗ヲ支給ス尚関 係軍人ハ陸軍法官部ニ特別委員ヲ設ケ其審査 ニ附スヘシ<sup>29</sup>

と口頭で述べ,これに対して孫総長は事件 が平和的に解決でき,政府は欣幸とするとこ ろと感謝の意を表して,事件は一応の解決に 至った.

#### VI. 結び

本稿では昌黎事件およびその外交交渉の過程を検討してきたが,以下の諸点が明らかになったものと考える.

まずは、事件が発生した後、中国側による 共同調査の要請に応じて、日本公使館が松平 書記官を派遣したが、両国の調査委員は事件 についての報告の検討によって共同の認識に 達成できなかったのみならず、現地における 証人の証言においても、双方の意見を合致さ せられなかった。調査の結果としても、駅構 内の乱闘、日本軍の行動という点のみが共通 の認識で、ほかの決定的な事実は全く分から ないままである。その要因を探ってみると、 これは日本陸軍の強硬な態度と切り離せない ことがみえてくる。

次に、本件の解決結果から見れば、中国側の要求はほとんど受け入れられなかった.これらの要求は今現在から見ても最も妥当だと考えられるにもかかわらず、勢いの強い日本陸軍勢力を背景に、恫喝的な不当拒否に遭い、中国側は弱腰な態度を明確に表わした.このように、本来なら正当に解決できる事件でも、

政府の弱腰な姿勢によってかえって譲歩を余 儀なくされた.

最後に、昌黎事件を見るかぎり、中国側は 日本陸軍の強硬な態度によって共同調査およ び後の外交交渉において全て劣勢に立たされ た.日本の陸軍側はなぜこのように強硬な態 度を取って中国を制圧したのか、当時の日本 国内の動向の詳しい情況、などについての分 析や昌黎事件とほぼ同じ時期に発生した漢 口・兗州・南京事件の分析を通して究明した い.

### 【謝辞】

本稿は、銭鴎先生(同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授)より貴重なご意見を賜わり、心より深く感謝申し上げます.

### 【付記】

本研究は中国江西省高校人文社会科学重点研究基地招標項目『井岡山革命根拠地的外文史料翻訳及整理研究-以日本外交文書為中心』(No. JD16124),中国国家留学基金の研究成果の一部である.

### 脚注\*

「霍耀林,中国井岡山大学中国共産党革命精神与文化資源研究中心,外国語学院,専任講師,日本同志社大学グローバルスタディーズ研究科博士後期課程在籍.

- <sup>2</sup> 拙稿「民国初期日中外交交渉における共同調査―福州事件を中心に」を参照.
- <sup>3</sup> 昌黎事件についての先行研究は,管見の限り, 論文は柳生正文「昌黎事件について」(『史学 論集』1977 (3) 23-29 頁) しかない. この論文

は昌黎事件を通して、近代日中関係の破綻の主要な原因が中国蔑視にもとづく日本の外交姿勢だと指摘した。また田村幸策の著書『最近支那外交史』(外交時報社1938年2版)は、事件について、日本陸軍側の報告にもとづいて、概略的にまとめであるだけである。

本稿が事件について依拠する日本側の史料は 外務省編『日本外交文書』大正二年第二冊で, (以下は『文書二年』と略称),中国側の史料 は『中華民国外交部檔案』03-33-183,台湾中 央研究院近代史研究所檔案館所蔵である.

<sup>4</sup> 大正 2 年 9 月 12 日,在天津小幡総領事ョリ牧野外務大臣宛,第 37 号,『文書二年』606 頁. <sup>5</sup>明治 45 年 1 月 4 日,在天津阿部司令官電報報告,本日,日,英,独,佛司令官会議の結果左の通り一致し其旨公使に通報せり:一,現在の状況に徴し,直に京奉鉄道全線の守備を実施する必要を認む.(「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050625200,清国革命動乱ニ関スル情報/陸軍ノ部 第四巻(1-6-1-46\_2\_004)(外務省外交史料館)」)

<sup>6</sup> 大正 2 年 9 月 23 日,在中国山座公使ヨリ牧野 外務大臣宛,『文書二年』625 頁.

<sup>7</sup> 大正 2 年 9 月 18 日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛て,第 768 号,付記,『文書二年』 612 頁.

\*大正2年9月18日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛て,第768号,付記,『文書二年』612頁.

<sup>9</sup>大正 2 年 9 月 23 日,在中国山座公使より牧野 外務大臣宛,附属書三,『文書二年』627 頁. 「昌黎事件之紛争」『讜報』1913年第7期,13頁,「二次革命後之対日交渉:第四,昌黎事件」『時事彙報』1914年第2期5-9頁.

11 「昌黎事件之紛争」『讜報』1913 年第 7 期, 13 頁,「二次革命後之対日交渉:第四,昌黎事件」『時事彙報』1914 年第 2 期 5-9 頁.

<sup>12</sup> 大正 2 年 10 月 23 日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛て,第 911 号,『文書二年』632頁.

131913 (大正 2) 年 9 月 15 日,長春城内にある 日本料理店喜楽亭の前において,中国人の梨売 りが日本人と道を争って,殴打され,中国警察 官がこれを阻止して,梨売りの中国人を警察署 に連れて行った時,約百余人の日本駐屯兵が警 察署に闖入し,警察官を殴打し,四名を縛り去 り,弾薬,刀剣多数の物品も奪った.(「JACAR(ア ジア歴史資料センター)Ref. C03022316100,密大 日記 大正 2 年 4 冊の内 1 (防衛省防衛研究 所)」)

14海城事件は日本人巡査が海城知県を面会した時に、突然、剣を抜き、斬りつけようとし、知県を救護する従僕を斬殺した事件である.

(「JACAR(アジア歴史資料センタ

一)Ref. C03022401200,密大日記 大正4年 4冊 の内 4 (防衛省防衛研究所)」)

15「記録三 昌黎事件」『時事彙報』1914 年第2期7頁.

<sup>16</sup>「記録三 昌黎事件」『時事彙報』1914 年第 2 期 7 頁.

17北支派遣隊中隊長,陸軍大尉川崎(享一)が 佐藤(鋼次郎)司令官の命令によって,通訳一 名を従え、七月二十八日に、天津を出発し、私服で津浦線沿道地方の中国軍隊の動静を視察していた。八月五日、川崎らが兗州・済南間進行中の汽車の中でスパイと疑われて北軍の兵士に捕らえられ、八日まで兗州の北軍兵営内に監禁された事件である。

18八月十一日,漢口与倉中支派遣隊は西村(彦 馬)少尉及び兵士一名を北軍軍事偵察のため江 岸停車場に派遣した. 当時江岸停車場は江西省 南軍を鎮圧するための北軍の重要な基地であっ たので,戒厳令が発布され,厳重な警戒下にあった. それにもかかわらず,西村少尉が歩哨の 注意を顧みずに警戒線内に入って,中国側当直 武開彊少尉を短刀で腕の上部を刺傷して,逃亡 したため,中国兵士たちに取り押えられ,監禁, 殴打された. 午後十時頃,漢口鎮守府参謀長が 来て初めて縛りを解き,小蒸気で鎮守使公館に 護送された.

19第二次革命に際して、南京都督府には当時一四名の日本人がいる、革命軍側を援助していたのである。九月一日、張勲部下の政府軍が南京を攻め落とし、都督府に攻め入った時、一一名の日本人は都督府を逃げ出し、そのうち四名が都督府近くの館川の家に逃た。しかし、そこも掠奪にあい、危険になったので、館川宅にいた四人の日本人と計八名が一体となって日の丸を掲げて領事館に避難しようと逃げる途中、北軍兵士に射撃され、二人は即死、一名が負傷後死亡し、他は領事館に到着したという事件である。

<sup>20</sup> これらの事件についての検討については拙稿「漢口・兗州・南京事件と日本の対華政策」を参照.

<sup>21</sup>大正2年9月15日,在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛,第332『文書二年』610—611頁. <sup>22</sup>大正2年9月14日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛て,第747号,『文書二年』608頁. <sup>23</sup>大正2年11月11日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛,附属書二,『文書二年』636頁. <sup>24</sup>大正2年9月13日,在中国山座公使より牧野外務大臣宛て,第745号,『文書二年』607頁. <sup>25</sup>「二次革命後之対日交渉:第四,昌黎事件」『時事彙報』1914年第2期5-9頁.

<sup>26</sup> 漢口・兗州事件を解決するため日本側が提出 した条件は、一,下手人及び現場にいた将校の 厳重処分及び刑執行の際の日本軍将校の立会; 二,下手人の所属する直系上官の免職,直系上 官は中隊長,大隊長,連隊長,旅団長,軍司令 官又は都督を言う;三,識罰使の日本への送付; 四,賠償金の請求.

<sup>27</sup> 大正 2 年 10 月 28 日, 牧野外務大臣ョリ在中 国山座公使宛, 第 587 号, 『文書二年』633 頁. <sup>28</sup>大正 2 年 11 月 23 日, 牧野外務大臣ョリ在中 国山座公使宛, 第 1029 号, 『文書二年』638 頁. <sup>29</sup>大正 3 年 4 月 14 日, 在中国山座公使ョリ牧野 外務大臣宛, 第 316 号, 『文書二年』646 頁.